

別記1

うみんぴあ大飯マリーナ管理者運営業務仕様書

うみんぴあ大飯マリーナ（以下「マリーナ」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、マリーナの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 マリーナの管理に関する基本的な考え方

マリーナを管理するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) マリーナは、海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、ゆとりある生活と地域間交流の促進に寄与することを目的に設置された施設であることを十分に理解し、「うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例」を踏まえ、指定管理者が独自に企画し実施する自主運営と相まって効果的な施設の利活用促進を図れるような管理運営を行うこと。
- (2) 町民の利便の向上と平等利用に努めること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 利用者の安全配慮に努めること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (6) 施設設備及び備品の適切な維持管理を行なうこと。

3 施設の概要

- (1) 名 称 うみんぴあ大飯マリーナ
- (2) 所在地 大飯郡おおい町成海第2号16番地
- (3) 敷地面積 12,000㎡（水域を除く。）
- (4) 施設概要（主な施設）
 - 海上係留施設
 - 陸上艇置施設
 - 給油施設
 - 上下架施設
 - 駐車場
 - クラブハウス
 - メンテナンス棟

4 利用日時

- (1) 開業時間 午前0時から午後12時まで

＊指定管理者が特に必要と認めるときは、開業時間を変更することができる。

- (2) 休業日 12月29日から翌年1月3日まで

＊指定管理者は、業務運営上必要と認めるときは、上記の規定にかかわらず休館日を変更することができる。この場合において、指定管理者は、その旨をおおい町長に報告しなければならない。

5 法令等の遵守

マリナーの管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
- (2) おおい町うみんぴあ大飯マリナーの設置及び管理に関する条例（平成18年おおい町条例第170号。（以下「設置及び管理に関する条例」という。）
- (3) おおい町うみんぴあ大飯マリナーの管理運営に関する規則（平成18年おおい町規則第132号。（以下「管理運営に関する規則」という。）
- (4) おおい町個人情報保護法施行条例（令和5年おおい町条例第4号）
- (5) おおい町財務規則（平成18年おおい町規則第31号）
- (6) おおい町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成18年おおい町条例第55号）
- (7) おおい町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成18年おおい町規則第34号）

協定期間中に上記（1）から（7）までに規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容による。

6 指定管理者が行う業務

業務の範囲は、次のとおりとする。

なお、業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、設備機器の保守管理や特殊な部門の業務については、専門業者に委託することができる。

- (1) 施設の管理に関すること

①管理運営の基本方針

管理面においては、利用者の安全確保の徹底と美観・衛生面に注意を払い、施設のイメージアップを図ること。

また、運営面においては、利用動態と使用者のニーズを的確に把握し、適正かつ柔軟な運営に努めるとともに、民間システムの活用や専門知識・経験を有する人材の投入により、施設の効率的な運営と利用者への積極的なサービス提供に努めること。

②職員の配置

- ア 施設の管理運営業務を行う責任者を1名配置するほか、必要な人員を置くこと。
- イ 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障のないように定めること。
- ウ 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。
ただし、業務の一部であって、専門的な知識又は技術を必要とし、かつ自ら運営することが困難なもの、又は、運営上特に効果的であると認められるものについては、当該業務を的確に遂行するに足る能力を有する者に委託することができる。

③施設及び設備の維持管理

- ア 施設及び設備は、特に事情がある場合を除き、開業時間内に正常に利用できる状態を維持すること。
- イ 施設の適正な運営のため、施設及び設備に関する清掃・保守管理については、法令に定めがあるもののほか、必要に応じて計画的に実施すること。
- ウ 本協定締結時点において、町が施設に設置する救難艇「なるみ」について、受託者は無償で利用できるものとする。また、救難艇に不具合が生じ、修繕が必要となった場合は、リスク分担により受託者の負担において修繕するものとする。
なお、船舶の保険料は、受託者が負担するものとする。

④施設の利用許可

- ア 施設の利用許可については、設置及び管理に関する条例並びに管理運営に関する規則に基づき適正に処理すること。
- イ 施設の利用料金については、設置及び管理に関する条例並びに管理運営に関する規則に基づき設定し、収受するとともに、指定管理者の会計基準等に基づき適正に管理すること。

⑤その他

- ア 営業時間内は、定期的に施設内を巡回し、犯罪等の未然防止に努めること。
- イ 気象条件等を的確に把握し、関係機関との連絡を密にして気象災害の防止に努めること。
- ウ 防火訓練等を実施し、火災の未然防止に努めること。
- エ 夜間又は休業日については、専門業者に警備を委託する等の方法により、防犯・防災に努めること。
- オ 緊急時の連絡体制を定め、緊急の事態が発生した場合には、町及び関係機関と連携して対応に当たること。

(2) 地域活性化に資するための業務

- ア 町民及び民間団体等の活動及び交流の支援に関すること。
- イ 海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及、振興に関すること。
- ウ 指定管理期間において、前年度に受託者が収受した利用料金収入の2%を目途として財源を構成し、地域のマリンレジャーまたは観光振興もしくは経済活性化に資するイベントを年1回以上実施すること。

エ 防災訓練の実施、大規模災害時の小型艇での支援活動等、防災及び防犯上の取組みに関すること。

オ 地元漁業産品を活用したイベントの開催等により、漁業者と利用者との共存を図ること。

(3) 事業評価業務

ア 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者アンケート等により利用者等の意見や要望を把握し、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。

イ 事業評価

指定管理者は、施設の管理運営に関して数値目標管理による業務の効果測定および評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、町に提出すること。

(4) 業務を行う上での注意事項

ア 本施設は、「公の施設（地方自治法第 244 条に規定）」であることを念頭に置き、公正・公平な運営を図ること。

イ 適切な職員の配置により、利用者が施設利用していくうえで、必要な指導・助言を行い、不備の無いようにすること。

ウ 各許可申請等の処理は遅滞なく、利用料金の収納漏れ等の無いようにすること。

エ 施設の管理・運営に関し、適宜町との連携を図り、報告漏れ等の無いようにすること。

オ 施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう努めること。

7 利用料金等

(1) 利用料金の決定

施設の利用料金等については、設置及び管理に関する条例別表に定める範囲内で定めるものとする。ただし、事前に町の承認を得ること。

(2) 利用料の減額及び免除

指定管理者は、必要と認めるときは利用料金を減額又は免除することができる。

ただし、事前に町の承認を得ること。

8 管理経費

管理運営に関する経費については、原則的に、利用料金によって執行するものとする。原則、町からの委託料は支払わない。

(1) 経理事務

指定管理者は、帳簿等を整備し適正なる経理事務を行うこと。

(2) 検査

町は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容等に関し疑義が生じた場合は、町と協議して定める。